

高病原性鳥インフルエンザの発生に関する

相談窓口の設置について

JAでは、県内の養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、経営に影響を受けられた農業者の方を対象に、ご融資やご返済に関する相談窓口を設置しました。

こんな資金があります

- 家畜疾病経営維持資金・・・貸付対象者：①鳥インフルエンザの発生により経営に影響を受けた農業者
②家畜の移動制限により経営継続が困難となった農業者
③風評被害等により、経営維持が困難となった農業者
・資金用途：飼肥料費、家畜の購入費、畜産経営に用する機具及び消耗品費等購入費、雇用労働費、その他畜産経営の継続、再開又は維持に必要な経費
- セーフティネット資金・・・貸付対象者：認定農業者等、一定の要件を満たす農業者
・資金用途：運転資金
- 農業近代化資金・・・・・・・・貸付対象者：認定農業者等、一定の条件を満たす農業者
・資金用途：家畜等の購入及びその育成に要する資金
- 農業振興資金・・・・・・・・貸付対象者：一定の条件を満たす農業者
・資金用途：家畜等の購入及びその育成に要する資金

上記の資金について詳しくは下記までお問い合わせ下さい。



JA 紀の里

くわしくはJA窓口または渉外担当者におたずねください。

那賀支所 ☎0736-75-3151 桃山支所 ☎0736-66-1133 鞆渕事業所 ☎0736-79-0002
粉河支所 ☎0736-73-3201 貴志川支所 ☎0736-64-2601
打田支所 ☎0736-77-6950 岩出支所 ☎0736-62-2190

金融 渉外
ホットライン

那賀支所管内 ☎0120-75-3467 粉河支所管内 ☎0120-73-3467 打田支所管内 ☎0120-77-3467
桃山支所管内 ☎0120-66-3467 貴志川支所管内 ☎0120-64-3467 岩出支所管内 ☎0120-62-3467

《金融渉外ホットラインのご利用時間》平日 AM8:30~PM5:10